奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第三十七号

奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表奈良県立奈良病院の項中「放射線科」を「放射線科　救急科」に改める。

第八条を第十一条とし、第五条から第七条までを三条ずつ繰り下げる。

第四条中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第七条とする。

第三条の次に次の三条を加える。

（利益の処分）

第四条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十二条第一項の規定により欠損金をうめ、なお利益に残額があるときは、企業債の償還に充てるために当該残額の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が当該残額の二十分の一に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

２　前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、議会の議決を経て、当該残額の全部又は一部を利益の処分として特定の目的のために積み立てることができる。

（資本剰余金の処分）

第五条　毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、次項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て、行わなければならない。

２　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第八条第四項（同令第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

（欠損の処理）

第六条　法第三十二条の二の規定により欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、第四条第一項又は第二項に規定する積立金をもつてうめ、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金（前条第二項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）をもつてうめることができる。

附　則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。